

## 筑波大学学術機関リポジトリへの登録に関する実施要項

平成22年 7月 7日  
附属図書館長決定

改正 平成27年 11月19日

### (目的)

- 1 この実施要項は、筑波大学学術機関リポジトリに関する要項（以下「要項」という。）第7項の規定に基づき、筑波大学学術機関リポジトリ（以下「つくばリポジトリ」という。）における教育研究の成果物（以下「成果物」という。）の登録手続きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (登録の申請)

- 2 登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、電子メール、Web フォーム又は登録書等により、次の各号に掲げる内容を附属図書館に申し出るものとする。
  - (1) 登録申請者氏名及び登録を希望する成果物の電子的複製（必須）
  - (2) 登録を希望する成果物の出典に関する情報（必須）
  - (3) 登録を希望する成果物のキーワード、解説等及び登録申請者が資料と併せて公開を希望する情報（任意）

### (著作物の利用許諾等)

- 3 登録申請者は、その成果物である著作物について、著作権法（昭和45年法律第48号）上の複製権及び公衆送信権の利用を、附属図書館長に対し認めるものとする。

### (著作権その他の調査)

- 4 登録申請者は、リポジトリに登録する成果物については、出版者の著作権、その他登録及び公開に係る支障のないことを調査した上で登録及び公開を申し出るものとする。

### (登録の削除)

- 5 登録申請者は、登録された成果物の削除を希望する場合は、附属図書館に成果物の登録削除を申し出ることができる。

### (登録削除の通知)

- 6 附属図書館長は、要項第8項の規定に基づき登録された成果物を削除した場合は、登録申請者にその旨を通知するものとする。

### 附 記

この実施要項は、平成22年 7月 7日から実施し、同年4月1日から適用する。

### 附 記

この実施要項は、平成27年11月19日から実施する。